

山口県報

平成20年
2月22日
(金曜日)

目次

規則	一
山口県農村振興対策審議会規則の一部を改正する規則(農林水産政策課)	一
告示	一
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)	一
土地改良事業施行の同意(農村整備課)	八
漁業災害補償法第八十二条第二項の規定による同意(水産振興課)	八
道路の区域の変更(道路整備課)	九
道路の供用の開始(道路整備課)	九
小郡仁保津樫ノ前土地地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	九
公有水面の埋立ての免許(港湾課)	九
道路の位置の指定(建築指導課)	一
建築基準法第四十八条第十四項の規定による公開の意見の聴取(建築指導課)	二
公告	二
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	二
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(二件)(商政課)	五
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	六
土地改良区役員の届出(農村整備課)	六
換地処分届出(農村整備課)	七
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
選管告示	七
個人演説会等を開催することができる施設	八
個人演説会等を開催することができる施設に関する告示の一部改正	八
公安委告示	八
技能検定員審査の実施	八

教習指導員審査の実施
収用委公告
公示送達

一九
二〇



山口県農村振興対策審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第一号

山口県農村振興対策審議会規則の一部を改正する規則

山口県農村振興対策審議会規則(昭和三十六年山口県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

四 農林業に関心と理解のある者

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県告示第六十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十年二月二十二日から同年三月十三日まで、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市環境部環境共生課において公衆の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇	三三〇
	(m ³ /時)	(m ³ /分)	(N m ³ /分)	"	(N m ³ /時)	(N m ³ /分)	(ℓ/時)	"	(m ³ /時)	(t/日)	(t/日)	(t/日)	(t/日)	(t/日)	(m ³ /時)	(t/日)	(kg/時)	(t/日)
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	連	断	"	"	"	"	"	"	"	連	断	"
	"	"	"	"	"	"	統	統	"	"	"	"	"	"	"	統	統	"
	"	"	"	"	"	"	二	八	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	時	時	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	間	間	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

備考 「二七〇」、「三三〇」、「三三〇」、「三三〇」、「三三〇」、「三三〇」、「三三〇」及び「三三〇」並びに「四六一」、「四六一」及び「四六一」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に	"	"	"	"	四六一	"	(四六一)	四六一	四六一	(四六一)	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	(ℓ/時)	(t/時)	(N m ³ /時)	(N m ³ /時)	(N m ³ /時)	(N m ³ /時)	(ℓ/時)	(m ³ /日)	(t/月)	(N m ³ /時)	"	(N m ³ /分)	(N m ³ /時)	"	(N m ³ /時)	(m ³ /時)	
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	連	断	"	"	"	"	連	断
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	統	統	"	"	"	"	統	統
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	二	八	"	"	"	"	二	八
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	時	時	"	"	"	"	時	時
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	間	間	"	"	"	"	間	間

種 類	汚 水 等 の 状 態 の 値		汚 染 物 の 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)							
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大						
二七ール	四・三	四・三	一〇〇	一五〇	八三	一〇〇	五〇	六〇				
三三ーイ	七・八	七・五	四一、九〇〇	四一、九〇〇	八・七	八・七	八三、〇〇〇	八三、〇〇〇	検出せず	検出せず	〇・八五	〇・八五
"	三・三	四・三	七三〇	七三〇	八・五	八・五	五九〇	五九〇	"	"	〇・二一	〇・二一
"	九・四	八・五	一一、八〇〇	一一、八〇〇	四・二	四・二	三、六六六	三、六六六	"	"	〇・九五	〇・九五
"	一〇	九・五	二二〇	二二〇	四	四	二二〇	二二〇	"	"	〇・二四	〇・二四
"	九・四	九・五	一一、八三三	一一、八三三	四・二	四・二	三、六六六	三、六六六	"	"	〇・七	〇・七
"	一〇	九・五	二二〇	二二〇	四	四	二二〇	二二〇	"	"	〇・一八	〇・一八
"	一〇・七	一〇・五	四八〇	四八〇	一六、二七〇	一六、二七〇	三八〇	三八〇	"	"	二四	二四
"	一〇・一	九・五	二二	二二	二九	二九	四六	四六	"	"	一四・四	一四・四
"	一〇・七	一〇・五	二四	二四	四	四	七	七	"	"	〇・〇一	〇・〇一
"	九・四	八・五	一一、八〇〇	一一、八〇〇	四・二	四・二	三、六六六	三、六六六	"	"	〇・二一	〇・二一
"	九・六	九・〇	三・四	三・四	二	二	三八	三八	"	"	三三・六	三三・六
"	一〇・二	九・五	二二〇	二二〇	二、四三〇	二、四三〇	一一〇	一一〇	"	"	二四	二四
"	一〇	一〇・五	二	二	四	四	六	六	"	"	〇・〇一	〇・〇一

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

供する湿式集じん施設、同表第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設、水洗施設、遠心分離機、静置分離器及び廃カス洗浄施設並びに同表第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設、ろ過施設及び廃カス洗浄施設をいう。

	"	三三一口	"	三三一口 (二基)	"	"	三三一口 (二基)	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	一〇	七・五	八	"	"	八・六	六・一	"	六・五	六・七	七	一〇	八・九	一〇・一	七・五	一〇	一〇・一	九・三
	一〇・五 九八七	八七九	七九七	"	"	九八	六五 五五	"	"	八六 八六	"	一〇・九 九五	八・五 八・五	一〇・九 九・五	八七	一〇・九 九・五	一〇・九 九・五	八・五 一〇・五
	二五	四	九六〇	"	"	八二〇〇	六八〇〇	二八七〇〇	三六〇〇〇	二九二〇〇	一〇〇〇〇〇〇	八四	一九	八四〇	三・五	二八〇	四三〇	一
	二五	四	九六〇	"	"	八二〇〇	六八〇〇	二八七〇〇	三六〇〇〇	二九二〇〇	一〇〇〇〇〇〇	八四	二	八四〇	三・五	二八〇	四三〇	一
	四	二	〇・八	"	"	六、六九〇	三、〇七〇	五	三七	六	検出せず	四	検出せず	五	〇・八	六、二〇〇	六、九八〇	検出せず
	四	二	〇・八	"	"	六、六九〇	三、〇七〇	五	三七	六	検出せず	四	検出せず	五	〇・八	六、二〇〇	六、九八〇	検出せず
	"	六	一、八〇〇	"	"	一〇、五〇〇	一四、〇〇〇	一、一〇〇	二、五〇〇	三三〇〇〇	検出せず	六	一・二	二三〇	〇・九	九五	三三〇	〇・九
	"	七	一、八〇〇	"	"	一〇、五〇〇	一四、〇〇〇	一、一〇〇	二、五〇〇	三三〇〇〇	検出せず	七	一・二	二三〇	〇・九	九五	三三〇	〇・九
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	四〇	五	五五・二	一五	一七〇・七	一一二・八	五七・六	〇・〇〇一	"	〇・〇一	〇・〇五	〇・〇一	七・二	〇・二四	一四・四	一四	"	一四・四
五	四〇	六	五五・二	一五	一七〇・七	一一二・八	五七・六	〇・〇〇二五	"	〇・〇一五	〇・〇一	七・二	〇・二四	一四・四	一四	"	一四・四	一四・四

	〃	〃	〃	三三 一 リ	〃	〃	三三 一 リ (二基)	三三 一 リ (五基)	三三 一 二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三三 一 八	〃	三三 一 八 (二基)	
	〃	七	七・五	一〇	七・五	〃	七	一〇	〃	七・五	一〇	八	〃	〃	八・八	七・八	一〇	七・五	
	七・五 〇〇〇〇	七・五 〇〇〇〇	八・七 〇〇〇〇	一〇・五 〇〇〇〇	八・七 〇〇〇〇	七・五 〇〇〇〇	七・五 〇〇〇〇	九・五 〇〇〇〇	〃	八・七 〇〇〇〇	九・五 〇〇〇〇	九・七 〇〇〇〇	九・三 〇〇〇〇	八・四 〇〇〇〇	八・五 〇〇〇〇	八・五 〇〇〇〇	七・五 〇〇〇〇	九・五 〇〇〇〇	八・七 〇〇〇〇
	二〇 〇〇〇〇	一三 六〇〇〇	三六	一八 〇〇〇〇	二五	三三 〇〇〇〇	二〇 〇〇〇〇	二五	〃	〃	四	九六 〇〇〇〇	〃	〃	三三 〇〇〇〇	四七 〇〇〇〇	二五	四	
	二〇 〇〇〇〇	一三 六〇〇〇	三六	一八 〇〇〇〇	二五	三三 〇〇〇〇	二〇 〇〇〇〇	二五	〃	〃	四	九六 〇〇〇〇	〃	〃	三三 〇〇〇〇	四七 〇〇〇〇	二五	四	
	四	一六 〇	一・五	四	二	一六 〇	〃	四	二	二〇	四	〇・八	〃	〃	一六 〇〇〇〇	二・三 九〇	四	二	
	四	一六 〇	一・五	四	二	一六 〇	〃	四	二	二〇	四	一	〃	〃	一六 〇〇〇〇	二・三 九〇	四	二	
	二二 〇〇〇〇	一、二 二五	七〇	〃	六	二二 九〇〇〇	二二 〇〇〇〇	〃	〃	〃	六	一、八 〇〇	〃	〃	八〇	七〇	〃	〃	
	二二 〇〇〇〇	一、二 二五	七〇	〃	七	二二 九〇〇〇	二二 〇〇〇〇	〃	〃	〃	七	一、八 〇〇	〃	〃	八〇	七〇	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
	四・五	〇・〇 二四	一三・七	〇・一	一一	二	四	三〇	〃	一〇	三〇・八	一九・二	七・九	五六・九	三九・二	二〇	八〇	八〇	
	四・五	〇・〇 二四	一三・七	〇・一	一一	二	四	三〇	一五	一〇	三〇・八	一九・二	七・九	五六・九	三九・二	二〇	八〇	九四	

四 汚水等の処理施設に関する事項
 (一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 (m^3 /日)力	処理 の 方式	間 使 用 時 隔 間	の 一 使 用 当 た り 間	概 季 節 的 変 動 の 要	年 工 事 着 手 予 定 日	年 工 事 完 成 予 定 日	年 使 用 開 始 予 定 日
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	六	"	"	"	"	"	"	"	"
"	四・三	"	"	"	"	"	"	"	"
"	四・三	"	"	"	"	"	"	"	"
四六―二	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
四六―二 (二基)	七・五	八・六	六〇	一〇	四、〇〇〇	五、〇〇〇	"	四〇〇	五〇〇
四六―口	七	七・五	四六三	二、九〇〇	一、三三三	二、〇〇二	"	五六	五六
四六―イ	五・三	六・四	六一〇	二	二五、四五〇	一五、四五〇	検出せず	四	四
四六―イ (二基)	二	二・二	四〇〇	二二	一、〇三〇	一、〇〇〇	〇・〇五	六〇	一〇〇
"	七	七・五	一七六〇	二六〇	一、二二五	一、二二五	"	〇・〇七	〇・〇七
"	"	"	二五	"	"	"	"	"	"
"	一〇	一〇・五	四	四	六	七	"	六	六
"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
"	"	八、〇〇〇	八、〇〇〇	一	五、二〇〇	五、二〇〇	"	一	一
"	"	"	"	"	"	"	"	三・五	三・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

好気性排水処理施設

製鉄筋コンクリート

四、五〇〇

活性汚泥

連

続二四時間

変動なし

(既

設)

八

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

好気性排水処理施設	種 類		項目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理後	処理前	通 常	最 大	通 常	最 大	
	七・五	五	通 常	最 大	通 常	最 大	四、二七・三
	八・七	六・三	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	六・五	五・八・一	通 常	最 大	通 常	最 大	四、二七・三
	八・一・四	六・九四・七	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	三・〇	一・五	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	三・五	二・〇	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	〇・五	一	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	三・七・八	一・三・五	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	八・一・七	二・四・六	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	一・〇・二	三・三・五	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	二・九・三	九・五・五	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	〃	四、二七・三	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三
	〃	四、六七九・三	通 常	最 大	通 常	最 大	四、六七九・三

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 5 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排水水の一日常たりの量 (m ³)
			通 常	最 大	
七・五	七・六	七	通 常	最 大	通 常
〃	八・五	六・五	通 常	最 大	通 常
一四・七	二・三・七	二・五	通 常	最 大	通 常
一七・八	二・八・二	五	通 常	最 大	通 常
九・六	一四・八	四	通 常	最 大	通 常
二・三	二・四	一・三	通 常	最 大	通 常
一	一・五	二・五	通 常	最 大	通 常
七	二・二	一・一	通 常	最 大	通 常
三・四・二	五・二・一	一・三	通 常	最 大	通 常
〇・〇・五	〇・一・四	〇・〇・五	通 常	最 大	通 常
〇・二・二	〇・四・一	〇・〇・五	通 常	最 大	通 常
一〇、二九一	四三、三七三	二、四〇〇	通 常	最 大	通 常
一、二七九	四八、五八六	六、六〇〇	通 常	最 大	通 常

山口県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、
市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

市町名 施行地区 事業の種類 同意年月日
美祿市 牛明（奥）地区 ため池の整備 平成二〇、二、一五

山口県告示第六十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十五条において準用する
同法第五十五条の二第三項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分について
同法第八十五条第二項の規定による同意があったと認めた。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

通区域	区	域	区	分
〃				
総トン数十トン以上の漁船により、つり又ははえなわ 四度四十五分の線以北の日本海において営む漁 業のうち、船びき網を使用して営む漁業以外の漁業				

を使用して営む漁業のうち、まき網を使用してし
をとることを目的とする漁業及びはえなわを使用し
あまたいをとることを目的とする漁業を併せ営む漁業
並びに主としてはえなわを使用してふく又はあまたい
をとることを目的とする漁業以外の漁業

山口県告示第六十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年二月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 萩三隅線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
萩市三見字下内免三五二の二地先 から 同市三見字上村四一四三の二地先ま で	旧	最狭 一四・二五	二、五九三・〇	
萩市三見字下内免三五二の二地先 から 同市三見字林三六五九の二地先ま 及び 萩市三見字林三六五九の二地先から 同市三見字上村四一四三の二地先ま で	新	最狭 一七・〇六	二七四・五	道路改良工事に 完了による。 県道三見停車場 の区域
		最狭 三三・八五	二、二九九・〇	

山口県告示第六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十年二月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
萩三隅線	萩市三見字林三六五九の二地先から 同市三見字上村四一四三の二地先まで	平成二十年二月二十三日

山口県告示第七十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定に基づき、小郡仁保津榎ノ前土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 土地区画整理組合の名称
小郡仁保津榎ノ前土地区画整理組合
- 二 事務所所在地
山口市小郡下郷二二五番地の二
- 三 設立認可の年月日
平成十年九月十八日
- 四 変更の内容
事業施行期間を平成十年九月十八日から平成二十一年三月三十一日までとする。
- 五 変更認可の年月日
平成二十年二月二十二日

山口県告示第七十一号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てを免許した。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 埋立区域
(一) 位置

1 第一工区

柳井市柳井字岸ノ下二三四の九六から同字一三四の一一五に至る土地の地先公有水面

2 第二工区

柳井市柳井字岸ノ下二三四の一一五から同字一三四の一一八に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の1の地点から6の地点までを順次結んだ線、6の地点、12の地点、11の地点の各地点を順次結んだ線及び1の地点と11の地点を結ぶ平成十八年秋分の満潮位(D・L.+三・三メートル)(以下「満潮位」という。)における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

2 第二工区

次の6の地点から10の地点までを順次結んだ線、10の地点と11の地点を結ぶ満潮位における公有水面と陸地との境界線及び11の地点、12の地点、6の地点の各地点を順次結んだ線に囲まれた区域

1の地点 柳井市柳井字白瀧の白瀧四等三角点(北緯三三度五七分四五・七五九秒東経一三二度〇八分一一・六五二秒)(以下「基準点」という。)から一九八度四〇分〇九秒七九一・一八メートルの地点

2の地点 1の地点から二八一度〇六分三八秒一・五メートルの地点

3の地点 2の地点から一一度〇六分三八秒一・〇〇メートルの地点

4の地点 3の地点から二八一度〇六分三八秒五・三〇メートルの地点

5の地点 4の地点から一九一度〇六分三八秒一・〇〇メートルの地点

6の地点 5の地点から二八一度〇六分三八秒七五・二五メートルの地点

7の地点 6の地点から二八一度〇六分三八秒二八・〇〇メートルの地点

8の地点 7の地点から三度二〇分一六秒四六・二〇メートルの地点

9の地点 8の地点から九三度二〇分一六秒一・〇〇メートルの地点

10の地点 9の地点から三度二〇分一六秒三七・七メートルの地点

11の地点 10の地点から一五九度五五分三四秒五〇・五九メートルの地点

12の地点 11の地点から一〇一度〇六分三八秒一二・一六メートルの地点

(三) 面積

1 第一工区

六、九三二・七一平方メートル

2 第二工区

二 埋立てに関する工事の施行区域

(一) 位置

1 第一工区

柳井市柳井字岸ノ下二三四の八、一三四の九一、一三四の九三、一三四の九五、一三四の九六及び一三四の一一三から一三四の一一六まで、同字一三四の八から同字一三四の二二八までに沿接する道路、同字一三四の一一五に沿接する道路並びに同字一三四の九五から同字一三四の一一五までに沿接する堤地内並びに同字一三四の九六から同字一三四の一一五に至る土地の地先公有水面

2 第二工区

柳井市柳井字岸ノ下二三四の一一五、一三四の一一七及び一三四の一一八並びに同字一三四の一一五及び一三四の一一八に沿接する水路地内並びに同字一三四の一一六から同市柳井字江ノ浦一五〇の三に至る土地の地先公有水面

(二) 区域

1 第一工区

次の①の地点から④の地点までを順次結んだ線、④の地点と③③の地点を結んだ線、③③の地点から③⑦の地点までを順次結んだ線、③⑦の地点と⑬の地点を結んだ線、⑬の地点から③②の地点までを順次結んだ線及び①の地点と③②の地点を結んだ線に囲まれた区域

2 第二工区

次の③⑦の地点、③⑥の地点、③⑤の地点、③④の地点、④の地点の各地点を順次結んだ線、④の地点から⑬の地点までを順次結んだ線及び⑬の地点と③⑦の地点を結んだ線に囲まれた区域

①の地点 基準点から一九六度〇七分一〇秒八三三・〇六メートルの地点

②の地点 ①の地点から一八三度三五分二七秒一一五・四二メートルの地点

③の地点 ②の地点から二八一度〇六分三八秒一五六・五〇メートルの地点

④の地点 ③の地点から一一度〇六分三八秒八七・九六メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から二六八度〇六分二四秒七〇・二五メートルの地点

⑥の地点 ⑤の地点から三五八度〇六分二四秒一一五・〇〇メートルの地点

⑦の地点 ⑥の地点から八八度〇六分二四秒九・八〇メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から三五八度〇六分二四秒三五・〇〇メートルの地点

⑨の地点 ⑧の地点から八八度〇九分三三秒七六・六四メートルの地点

⑩の地点 ⑨の地点から三五八度〇七分四七秒一〇・一五メートルの地点

⑪の地点 ⑩の地点から八八度五三分二八秒七・九一メートルの地点

三 埋立地の用途

- 2 第二工区
一八、三四一・八八平方メートル
- 1 第一工区
三七、五三七・三三平方メートル

(三) 面積

- ①の地点から三五八度五八分三八秒六五・五五メートルの地点
②の地点から九〇度五六分五〇秒四二・〇八メートルの地点
③の地点から九〇度五六分五〇秒五四・四六メートルの地点
④の地点から一二七度〇一分五五秒七・七八メートルの地点
⑤の地点から一六九度〇五分四八秒一五・七五メートルの地点
⑥の地点から一八三度四一分四七秒四・四七メートルの地点
⑦の地点から二〇二度五四分一二秒四・六六メートルの地点
⑧の地点から二〇八度四〇分四〇秒一・五四メートルの地点
⑨の地点から一八四度〇〇分一五秒一七・二四メートルの地点
⑩の地点から一八八度二九分二七秒一七・三九メートルの地点
⑪の地点から一〇〇度四八分五一秒一九・二〇メートルの地点
⑫の地点から五一度二五分〇三秒四・二八メートルの地点
⑬の地点から八三度〇五分二四秒九・六五メートルの地点
⑭の地点から九四度〇四分一五秒二〇・四四メートルの地点
⑮の地点から一八四度一七分〇四秒一・九九メートルの地点
⑯の地点から一三九度一〇分一三秒三・六二メートルの地点
⑰の地点から一八三度三五分四九秒六八・七五メートルの地点
⑱の地点から二七三度四分三三秒三・一九メートルの地点
⑲の地点から二八度一四分五三秒三・七八メートルの地点
⑳の地点から一八三度三九分五〇秒六四・三八メートルの地点
㉑の地点から一三七度一四分三三秒二・七五メートルの地点
㉒の地点から八八度〇六分二四秒九・七五メートルの地点
㉓の地点から一〇六分三八秒四・八五メートルの地点
㉔の地点から一〇一度〇六分三八秒一八・五〇メートルの地点
㉕の地点から一度〇六分三八秒六三・〇〇メートルの地点
㉖の地点から二八一度〇六分三八秒二二・一六メートルの地点

用途	配 置	規 模
防 災 施 設 用 地	埋立地の東側に配置 埋立地の中央部に配置	約六、七〇〇平方メートル
緑 地	埋立地の東側に配置	約一、二〇〇平方メートル
埠頭用地	埋立地の中央部に配置	約六〇〇平方メートル

四 免許を受けた者

山口市滝町一番一号

山口県

山口県知事 二井 関成

五 免許の年月日

平成二十年二月十三日

山口県告示第七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
下松市生野屋二丁目一四四の三	四・五	一九・〇	八九・九六
下松市生野屋西四丁目一六二の三、 一六七の一及び一六七の二地先	四・〇～四・五	六二・一	二七四・二二
下松市西柳二丁目一四九八の二三、 一四九八の三八、一四九八の四〇及び 一四九八の四一	四・〇	三三・二	一一一・二二

山口県告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十八条第十四項の規定により、公開による意見の聴取を次のとおり行う。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

意見の聴取の理由

意見の聴取の
期日 平成二十年二月二十七日（水曜日）
場所 中央公民館（萩市）研修室
午後三時

第一種低層住居専用地域内の萩市大字河添字河添二二の一及び二二の五において知的障害者授産施設を増築することについて



（六九）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十年二月二十二日から同年六月二十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン新南陽

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名 山西 泰明

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
---------	---------------------------	-----	-----

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	あさひ製菓株式会社	坪野 功	坪野 恒幸
---------------------------	-----------	------	-------

届出年月日

平成二十年二月八日

変更年月日

平成十三年一月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン新南陽

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社イズミ

住所 広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名 山西 泰明

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	イズミフードサービス株式会社		イズミフードサービス株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所			広島市南区京橋町二番二二号
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名			松田 高邦

届出年月日

平成二十年二月八日

変更年月日

平成十四年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン新南陽

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三 株式会社イズミ 住所 広島市南区京橋町二番二号 代表者の氏名 山西 泰明
 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ウチムラ	株式会社ウチムラ	

四 届出年月日 平成二十年二月八日
 五 変更年月日 平成十五年五月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン新南陽
 所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ 住所 広島市南区京橋町二番二号 代表者の氏名 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ナカニシ		株式会社ナカニシ
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所			○鳥取市富安二丁目七
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称			中西 弘

四 届出年月日 平成二十年二月八日
 五 変更年月日 平成十五年五月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン新南陽
 所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ 住所 広島市南区京橋町二番二号 代表者の氏名 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	有限会社青山企画	有限会社青山企画	

四 届出年月日 平成二十年二月八日
 五 変更年月日 平成十六年三月三十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめタウン新南陽
 所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三
 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社イズミ 住所 広島市南区京橋町二番二号 代表者の氏名 山西 泰明
 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	塩瀬 一	塩瀬 一	

四 届出年月日 平成二十年二月八日
 五 変更年月日

平成十八年六月三十日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン新南陽

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ちづる	—	株式会社ちづる

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ちづる	—	株式会社ちづる
---------------------------	---------	---	---------

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ちづる	—	株式会社ちづる
---------------------------	---------	---	---------

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ちづる	—	株式会社ちづる
---------------------------	---------	---	---------

四 届出年月日

平成二十年二月八日

五 変更年月日

平成十九年一月二十五日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン新南陽

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社イズミ	—	株式会社イズミ

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社エクセル	佐藤 淳	渡辺 博司
---------------------------	----------	------	-------

四 届出年月日

平成二十年二月八日

五 変更年月日

平成十九年二月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン新南陽

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社スイートガーデン	磯野 幹夫	小池 和則

四 届出年月日

平成二十年二月八日

五 変更年月日

平成十九年四月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ゆめタウン新南陽

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 山西 泰明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称 藤久株式会社	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 名古屋市名東区高社 一丁目二一〇	―	後藤 薫徳
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 名古屋市名東区高社 一丁目二一〇	―	―

四 届出年月日
平成二十年二月八日
五 変更年月日
平成十九年五月十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン新南陽

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三
名称 住 代表者の氏名
株式会社イズミ 所 山西 泰明
広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称 株式会社リオ横山	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 株式会社リオ横山	―	―

四 届出年月日
平成二十年二月八日
五 変更年月日
平成十九年八月二十六日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ゆめタウン新南陽

変更に係る事項 大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業者の氏名又は名称 株式会社たけうち	変更前	変更後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の氏名又は名 称	大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所 株式会社たけうち	―	―

四 届出年月日
平成二十年二月八日
五 変更年月日
平成十九年八月三十一日

所在地 周南市清水二丁目一三八〇の三
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名
株式会社イズミ 所 山西 泰明
広島市南区京橋町二番二二号

三 変更に係る事項の概要

(七〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十月五日山口県公告(四八五)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年二月二十二日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに萩市商工観光部商工課、萩市川上総合事務所、萩市田万川総合事務所、萩市むつみ総合事務所、萩市須佐総合事務所、萩市旭総合事務所及び萩市福栄総合事務所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 椿東ショッピングパーク
所在地 萩市大字椿東二八八〇の一
二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

(七一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年十月五日山口県公告(四八六)に係る大規模小売店舗について次のとおり萩市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年二月二十二日から同年三月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課並びに萩市商工観光部商工課、萩市川上総合事務所、萩市田万川総合事務所、萩市むつみ総合事務所、萩市須佐総合事務所、萩市旭総合事務所及び萩市福栄総合事務所において公衆の縦覧に供します。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 椿東ショッピングパーク
所在地 萩市大字椿東二八八〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(七二) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名 施行地区

秋芳町

門村地区

事業の種類

用排水施設の改修

二 縦覧の期間

平成二十年二月二十五日から同年三月十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(七三) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年二月二十二日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区の名称	理事の別	氏 名	住 所
田万川小川地区土地改良区	理事	伊藤 勝夫	萩市大字上小川東分九九七九
"	"	小河 啓祐	大字下小川九九一
"	"	尾木 武夫	大字上小川西分三九六〇
"	"	水津 俊男	大字中小川二六七
"	"	須郷 清	大字下小川一三八五
"	"	益成 和伸	大字中小川七七三
"	"	笹倉 松夫	大字上小川東分二二四五
"	"	安達 薫	大字下小川一〇二九の一
"	"	岩本陽一郎	大字中小川四八七
"	"	河島 實	二三九四
"	"	齋藤 好弘	大字上小川東分二七四六の二
"	"	児玉 勝憲	一六八三の二
"	"	村上 隆之	一九七六
"	"	中島 和文	大字上小川西分二二二一
"	"	安富 務	大字下小川四二五四
"	"	椿 富雄	三七一〇の一
"	監 事	田島 潔	大字上小川西分三四七八
"	"	安達 實雄	大字下小川一六四〇
"	"	吉野 貢	大字上小川東分三一七五
"	"	長田 好夫	大字下小川一〇二八の八
防府市玉祖郷土地改良区	理事	村田 実	防府市大字大崎一〇六一
"	"	河野 克巳	二二八六

二 退任した役員

田万川小川地区土地改良区	土地改良区の名称	理事の別	氏名	住	所
防府市玉祖郷土地改良区	防府市玉祖郷土地改良区	理事	伊藤 勝夫	萩市大字上小川東分九九七九	
		理事	小川 啓祐	大字下小川九九一	
		理事	尾木 武夫	大字上小川西分三九六〇	
		理事	水津 俊男	大字中川二六七	
		理事	須郷 清	大字下小川一三八五	
		理事	益成 和伸	大字中川七七三	
		理事	原田 尚孝	大字上小川東分一六九七	
		理事	尾木 仁	大字上小川西分二二〇一	
		理事	石橋 一信	大字上小川東分一五七八	
		理事	笹倉 松夫	大字下小川一〇二九の一	
		理事	安達 薫	大字中川四八七	
		理事	岩本陽一郎	大字下小川一七四〇の一	
		理事	右田 與男	大字下小川一七四〇の一	
		理事	日原 徳夫	大字中川二二九九	
		理事	河島 實	大字上小川東分二七四六の二	
		理事	齋藤 好弘	大字上小川西分三三七八	
		理事	田島 潔	大字下小川一六四〇	
		理事	安達 實雄	大字上小川東分三二七五	
		理事	吉野 貢	大字下小川一〇二八の八	
		理事	長田 好夫	防府市大字大崎一〇六一	
		理事	村田 実		
		理事	河野 克巳	一二八六	
		理事	町田 敏博	八七九の三	
		理事	木原 克	一四〇三	

藤井 和子	大字佐野四二
金沢 宏	大字大崎一六七七
原田 昭典	一六七三の一
町田 勝直	八九六の一

(七四) 換地処分の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、下関市大平地区の換地処分について、次のとおり換地処分をした旨の届出がありました。

平成二十年二月二十二日

- 一 換地処分をした年月日
平成二十年二月七日
山口県知事 二井 関成
- 二 換地処分をした権利者数
八人

(七五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年二月二十二日

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
山口県知事 二井 関成
山陽小野田市日の出四丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
山陽小野田市大字東高泊六番地の一
有限会社エステートいしへ



山口県選挙管理委員会告示第十三号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設は、次のとおりである。

平成二十年二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日
下松市駅南市民交流セン 下松市大字西豊井二四七 平成二〇、二、六
ター

山口県選挙管理委員会告示第十四号

個人演説会等を開催することができる施設に関する告示（平成八年山口県選挙管理委員会告示第九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十年二月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田隆司

「下松市末武総合福祉センター」を「下松市中村総合福祉センター」に改める。



山口県公安委員会告示第四号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年二月二十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
- 技能検定員審査（大自二）

二 審査の日時及び場所		
（一）日時 平成二十年三月二十四日（月曜日）及び同月二十五日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで		
（二）場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター		
三 審査申請書の受付期間及び時間		
平成二十年三月十日（月曜日）から同月十四日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで		
四 審査申請書の提出先		
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課		
五 提出書類		
（一）技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）		
（二）規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面		
（三）写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）		
六 運転免許証の提示		
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車運転免許証を提示することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。		
七 審査手数料		
一万四千円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。		
審 査 細 目	減 ず る 額	
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百五十円	
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百五十円	
三 教則の内容となっている事項	二千五百十円	

四	自動車教習所に関する法令についての知識	一千五百円
五	技能検定の実施に関する知識	二千五百円
六	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千元
備考	特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百円を減するものとする。	

- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

山口県公安委員会告示第五号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十年二月二十二日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 教習指導員審査(大型一種)
- 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十年三月二十八日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十年三月十日(月曜日)から同月十四日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」といふ。)(別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第二号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
 一万三千三百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千三百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千八百円
二 技能教習に必要な教習の技能	二千元
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百五十円

- 備考
 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を減するものとする。
- 八 その他
- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。



公 告

公示送達

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第六十六条第三項の規定により次の一に掲げる者に送達すべき次の二に掲げる書類を山口県収用委員会（山口市滝町一番一号郵便番号七五三―八五〇― 山口県土木建築部監理課内）において保管しているの
で、申出があればいつでも交付します。

平成二十年二月二十二日

山口県収用委員会会長 作 良 昭 夫

一 送達を受けるべき者

下関市長府松小田本町一四番二六号

板屋 忠義

下関市幡生町一丁目一番一〇号

板屋 直行

下関市羽山町三番一―七〇一号

板屋チカ子

宇部市松山町一丁目三番一〇―七〇二号

三原 昭子

山口市平井二四六番地一

藤田 利治

名古屋港区宝神三丁目六〇一番地

渡久山宮子

愛知県西尾市今川町落一番地

山崎 猛幸

北九州市小倉北区熊本一丁目八番一―四〇六号

平井ツヤ子

川頭シズエの相続人

二 送達すべき書類

平成二十年一月二十二日付け裁決書

平成二十年一月二十二日印刷
平成二十年一月二十二日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）